

元水管第798号
令和元年8月20日

水産政策審議会 会長 殿

農林水産大臣 吉川 貴盛

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について（諮問第318号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成30年12月12日公表。以下「基本計画」という。）に、別紙の変更に係る検討を加えたいので、同条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

審議の結果、別紙のとおり基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第7項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画新旧対照表

別紙

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画</p> <p style="text-align: center;">平成 30 年 12 月 12 日公表 平成 31 年 3 月 11 日一部改正 令和 元年 5 月 14 日一部改正 令和 元年 6 月 4 日一部改正 令和 元年 8 月 ●日一部改正</p> <p>第 1～第 5 (略)</p> <p>第 6 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第 3 の 4 の表に掲げる第一種特定海洋生物資源ごとの平成 31 年又は令和元年の漁獲可能量について都道府県別に定める数量は、次のとおりとする。 数量を明示していない都道府県は、過去（平成 26 年～平成 28 年(するめいかにについては平成 27～平成 29 年)。以下本項において同じ。）の漁獲実績がおおむね 100 トン未満（ずわいがににおいては、漁獲実績なし）と、資源に対する漁獲圧力が無視できるほどに小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。 「若干」としている都道府県は、さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいかにについては過去の漁獲実績がおおむね 100 トン以上あるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる都道府県、ずわいがにについては 10 トン程度以下の漁獲実績がある都道府県であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p style="text-align: center;">海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画</p> <p style="text-align: center;">平成 30 年 12 月 12 日公表 平成 31 年 3 月 11 日一部改正 令和 元年 5 月 14 日一部改正 令和 元年 6 月 4 日一部改正</p> <p>第 1～第 5 (略)</p> <p>第 6 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第 3 の 4 の表に掲げる第一種特定海洋生物資源ごとの平成 31 年又は令和元年の漁獲可能量について都道府県別に定める数量は、次のとおりとする。 数量を明示していない都道府県は、過去（平成 26 年～平成 28 年(するめいかにについては平成 27～平成 29 年)。以下本項において同じ。）の漁獲実績がおおむね 100 トン未満（ずわいがににおいては、漁獲実績なし）と、資源に対する漁獲圧力が無視できるほどに小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。 「若干」としている都道府県は、さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいかにについては過去の漁獲実績がおおむね 100 トン以上あるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる都道府県、ずわいがにについては 10 トン程度以下の漁獲実績がある都道府県であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

(4) まいわし

(単位：トン)

都道府県名	数 量
北海道	56,000
<u>岩手県</u>	<u>23,000</u>
石川県	33,000
愛知県	43,000
三重県	126,000
島根県	42,000
長崎県	22,000
宮崎県	65,000
鹿児島県	15,000

青森県、宮城県、千葉県、神奈川県、静岡県、新潟県、富山県、京都府、大阪府、和歌山県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県及び大分県については、若干とする。

(注1) 第3の4の注2に基づき、必要な場合に改定を行うものとする。

(注2) 上記の表に掲げる都道府県別に定める数量と第5の2の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量との移譲について協議が調った場合又は上記の表に掲げる都道府県間で当該都道府県別に定める数量の移譲について協議が調った場合には、農林水産大臣はその内容を公表するものとし、上記の表に掲げる都道府県別に定める数量は、当該移譲を反映した数量とする。

(5)～(7) (略)

第7～12 (略)

(4) まいわし

(単位：トン)

都道府県名	数 量
北海道	56,000
石川県	33,000
愛知県	43,000
三重県	126,000
島根県	42,000
長崎県	22,000
宮崎県	65,000
鹿児島県	15,000

青森県、岩手県、宮城県、千葉県、神奈川県、静岡県、新潟県、富山県、京都府、大阪府、和歌山県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県及び大分県については、若干とする。

(注1) 第3の4の注2に基づき、必要な場合に改定を行うものとする。

(注2) 上記の表に掲げる都道府県別に定める数量と第5の2の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量との移譲について協議が調った場合又は上記の表に掲げる都道府県間で当該都道府県別に定める数量の移譲について協議が調った場合には、農林水産大臣はその内容を公表するものとし、上記の表に掲げる都道府県別に定める数量は、当該移譲を反映した数量とする。

(5)～(7) (略)

第7～12 (略)

平成 31 年漁期まいわし漁獲可能量（TAC）に係る基本計画の変更について
（案）

令和元年 8 月
水 産 庁

対象となる特定水産資源		まいわし
対象となる都道府県		岩手県
都道府県別に定める数量	改定後	23,000 トン
	改定前	若干

改定の考え方

- 1 岩手県に定める今漁期の数量は、「漁獲可能量（TAC）の配分シェアの見直しについて」（別添 1）に従い、漁獲実績に基づき 23,000 トンと算出。基本計画上の表示は、同様に同じく「漁獲可能量（TAC）の配分シェアの見直しについて」に従い「若干」とされた。
- 2 基本計画において、「若干」としている都道府県は、現状以上に漁獲努力量を増加させることのないようにするとされている。今般、岩手県より、まいわしを対象とした新たな漁法による操業を検討する旨の通知（別添 2）があり、検討の上、実施することとなった場合には、前記の「現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにする」に該当しなくなることから、基本計画を変更し、同県に定めた数量の表示を若干から具体的数量とするもの。

平成31年漁期まいわし漁獲可能量(TAC)に係る基本計画の変更について(案)

第一種特定海洋生物資源	操業区域	総漁獲可能量(トン)
まいわし	太平洋の海域	1,175,000
	日本海の海域	186,000

大臣管理分		
指定漁業の種類	操業区域	数量(トン)
大中型まき網漁業	太平洋の海域	491,000
	日本海の海域	18,000

知事管理分			
海域	都道府県名	数量(トン)	注記
太平洋の海域	北海道	56,000	青森県、宮城県、千葉県、神奈川県、静岡県、大阪府、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県及び大分県については若干とする。
	岩手県	若干 23,000	
	愛知県	43,000	
	三重県	126,000	
	宮崎県	65,000	
日本海の海域	石川県	33,000	新潟県、富山県、京都府、山口県、福岡県及び熊本県については若干とする。
	島根県	42,000	
	長崎県	22,000	
	鹿児島県	15,000	

留保枠(トン)	太平洋の海域	235,000
	日本海の海域	37,000

※ 太平洋の海域とは、北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、大阪府、和歌山県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県及び宮崎県が面する海域をいう。日本海の海域とは、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県及び沖縄県が面する海域をいう。

※ 黄色枠内が今回の変更箇所

漁獲可能量 (TAC) の配分シェアの見直しについて

1 趣旨

漁獲可能量 (TAC) を漁業種類あるいは都道府県ごとに配分する際のシェアについては、従来、直近3か年の漁獲実績シェアの平均値 (以下「基本シェア」という。) を算出し、これを3か年 (漁期) にわたって用いることを基本としつつ、関係業界に漁業実態等を踏まえた別途の合意がある場合には、それを尊重することとしている。

平成30年～32年TAC設定に当たっては、直近3か年 (平成26年～28年) のデータを用いた基本シェアの見直しが必要となっている。

なお、するめいかについては、1年遅れてTAC制度の対象となったことから、基本シェアの見直しは平成31年漁期TAC設定時に行うこととなる。

2 基本シェアの算出

① 使用するデータ (漁獲実績)

ア 平成26年から28年までの過去3か年の漁獲実績

イ 知事管理分については農林統計の漁獲実績を、大臣管理分についてはTAC採捕実績を使用することを原則とするが、これが適当でない認められる場合には、可能な限り客観的かつ合理的なデータを用いる。

この場合、さんま、さば類、すけとうだら、ずわいがにのTAC採捕実績データについては、TAC管理期間が統計の集計期間 (1～12月集計) と異なることから、統計 (1～12月集計) と比較可能とするため、TAC採捕実績を1～12月で再集計した値を用いる。

ウ 配分数量を超過した分については、漁獲実績に算入しない。

② 算出方法

①の漁獲実績データを用いて、我が国全体の漁獲実績に対する比率 (小数点以下2桁 (%)) を各年毎に算出し、その3か年の単純平均 (小数点以下2桁 (%)) を配分の際の基本シェアとする。

3 漁獲可能量 (TAC) の配分

ア 上記2の②で求めた基本シェアを用いて、漁獲可能量を比例配分することを基本とする。

イ ただし、関係業界に漁業実態等を踏まえた別途の合意がある場合には、それを尊重し、当該合意による数値を用いて配分量を算出する。

ウ 個々の具体的配分数量については、ア又はイで求めた数量の1000トン未満 (魚種によっては、100トン未満) を切り上げた数量を用いる (ずわいがにでは、トン単位とする。)。ただし、以下に該当する場合には、具体的数量配分の形ではなく、「若干」配分又は配分数量を明示しない。

【「若干」又は配分量を明示しない場合】

1 「若干」とする場合

- ① 漁獲実績（過去3年平均値；以下同じ）がおおむね100トン以上あるものの、計算された配分量が、平均配分量に満たない都道府県（ずわいがにについては漁獲実績が10トン程度以下）

（ 資源に対する圧力が小さいと認め、「現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量を前年実績程度とする」ものとして「若干」として配分する。

- ② 計算された配分量の過半が定置網による都道府県

（ 定置網漁業については、いわゆる「待つ漁業」であり、資源を選択して採捕することが極めて難しいことから、漁獲の限度量を定めたとしてもその管理が困難である。このため基本配分量の過半が定置網によってもたらされている場合には「若干」として配分する。

2 数量を明示しない場合

漁獲実績がおおむね100トン未満の都道府県（ずわいがにについては実績無し）

（ 資源に対する圧力が無視できるほどに小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がないものとして、数量を明示しない。

(別添2)

水振第 62-7 号

令和元年 7 月 19 日

水産庁資源管理部管理調整課資源管理推進室長 様

岩手県農林水産部水産振興課総括課長



海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく本県まいわし漁獲可能量の
数量について(依頼)

本県では、まいわしを対象とした新たな漁法による操業を検討しているため、本県まいわしの
漁獲可能量の配分についてご配慮くださるよう、お願いします。

担 当：漁業調整チーム(高杉)

電 話：019-629-5806

F A X：019-629-5824